

# 社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部を改正する省令 概要

総務省自治行政局公務員部福利課

## 1. 趣旨

- 我が国から他国に派遣される地方公務員等について、両国の社会保障関係法令（年金・医療）の二重適用を回避するとともに、両国の保険期間を通算して年金受給権に結びつける措置を講ずるため、これまで各国（ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、アイルランド、スペイン、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド）との間で社会保障協定が締結されている。
- これらの協定を実施するため、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 104 号）や社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令（平成 20 年政令第 38 号）が制定、施行されている。
- さらに、社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令（平成 20 年総務省令第 20 号。以下「特例省令」という。）においては、適用証明書（注）の交付の手続き等が規定されている。
- 今般、社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定（以下「イタリア協定」という。）の実施に向けて必要な事項等の追加等の改正を行うため、特例省令の一部を改正する。

（注）適用証明書：協定の相手国の社会保障制度への加入を免除されるために必要とされる日本の社会保障制度に加入していることを証明するもの。

## 2. 内容

- 適用証明書の交付手続きに関する事項（第 1 条関係）  
イタリア協定に係る適用証明書を申請する際には、特記事項として、相手国の領域内における就労先の税務番号を記載しなければならないこととする。

## 3. 施行期日

- イタリア協定の効力発生の日（令和 6 年 4 月 1 日を予定）